

令和8年度入学者選抜【前期選抜】募集要項

福島県立白河第二高等学校
961-0851 白河市南登り町 54 番地
電話 0248-23-2319

1 アドミッション・ポリシー

- ①教室でみんなと過ごす時間を大切にし、学ぶ意欲や学び直す意欲を高く持つ生徒を募集します。
- ②社会のルールやマナーを守り、自分や他人を大切にできる生徒を募集します。
- ③夜間定時制高校の特色を理解し、夜間の学業に専念しながらも、昼間時を有効に使おうとする生徒を募集します。

2 実施学科及び募集定員

課程	学科	募集定員	選抜方法	前期選抜の募集定員
定時制	普通科	40名	特色選抜	募集定員の20%程度
			一般選抜	募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

4 出 願 資 格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - (i) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - (ii) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (iii) 文部科学大臣の指定した者
 - (iv) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (v) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - (2) 本校が示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

本校では、勤労と学業の両立を通して、良識ある判断と行動力の獲得、健康で心豊かな生活の実現を目指しており、次のような生徒を求めます。

【学ぶ意欲】クラスや集団の中で切磋琢磨しながら学び、学力をはじめとする自らの能力を高めたいという強い希望がある者。

高校卒業の資格を修得したいという強い意志を持ち、各教科の学習や特別活動に積極的に取り組むことができる者(年齢は問わない)。

【働く意欲】現在、社会人として就労(アルバイトを含む)している、または入学後に就労する具体的な計画がある者。

【目標】失敗を恐れず、何事にも挑戦し、自分を成長させたいという意欲がある者。
将来の夢を持ち、その実現に向かって努力することができる者。

【健康と心】4年間継続して勤労と学業を両立し、規則正しい生活習慣を送ることができる者。
善悪の判断ができる、自分や他人を大切に扱うことができる者。

【その他】夜間定時制高校についての知識があり、白河第二高校の概要を理解している者。

6 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に志願することができる。

7 WEB出願システムの利用

- (1) 「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。
- (2) WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。なお、本校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。
- (3) 県外から志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下、調査書という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
 - ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②と同じ）
 - ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する場合がある。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。
 - ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（950円）を納付し、中学校長に出願を申請する。なお、納付した入学検定料は返還しない。
【申請期間】令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。
【中学校承認期間】令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで
 - ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については「11 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。
- (2) 上記(1)以外の者上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。
【出願受付期間】令和8年2月2日（月）午後1時15分から令和8年2月6日（金）正午まで
- (4) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。
- (5) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかつた者が、新たに出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、速やかに本校校長に連絡すること。
- (6) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
 - ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

【持参の場合】受付時間は、午後1時15分から午後4時までとする。ただし、最終日は午前9時からそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。宛先：福島県立白河第二高等学校

住所：〒961-0851 福島県白河市南登り町54番地

10 出願先変更

志願者は、下記の期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】 令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

【中学校承認期間】 令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)午後4時まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票(様式5号)を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」(3ページ)に定めるところにより提出する。

また、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、新たな志願先の特別支援学校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

(3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先に出願した高等学校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】 令和8年2月9日(月)午後1時15分から令和8年2月13日(金)正午まで

(4) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】 令和8年2月16日(月)午後1時15分から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始める。

【出願取消期間】 令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

(3) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。

(4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。

また、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出でておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、本校校長あて親送とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

【自己申告書提出期間】 令和8年2月16日(月)午後1時15分から令和8年2月18日(水)午後4時まで

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

15 出願資格申請

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【申請期間】	令和7年11月17日(月)午後1時15分から令和7年12月19日(金)午後4時まで
及び	令和7年12月22日(月)午前9時30分から令和7年12月26日(金)午後4時まで
及び	令和8年1月5日(月)午前9時30分から令和8年1月8日(木)午後4時まで
及び	令和8年1月9日(金)午後1時15分から令和8年1月30日(金)午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

(1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、490円の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、490円の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ その他、本校校長が指示する書類

（保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等）

※「保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

・市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）

・保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等

・保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要とする。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下、「特色面接」という。）の結果を資料として、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

○選抜資料

全体の満点は、440点とする。

① 学力検査

国語・数学・英語の3教科を実施し、学力検査の満点を150点とする。傾斜配点は行わない。

② 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機・理由（働くことと学ぶことの意義等についてを含む）及び将来への抱負等を本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等を総合的に評価し点数化して55点満点とし、合計190点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査

作文を実施する。あるテーマについて600字程度で自分の考えを整理しまとめる作文とする。作文については、100点満点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下、「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

○選抜資料

① 学力検査

国語・数学・英語の3教科を実施し、学力検査の満点を150点とする。傾斜配点は行わない。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等を総合的に評価し点数化して55点満点とし、合計250点満点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

※特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17 学力検査等の日程及び会場

(1) 学力検査 ① 教科…国語、数学、英語

英語の検査には「放送によるテスト」を含む。

② 日時…令和8年3月4日(水)

開場：午前8時10分 ※受付：午前8時10分～午前8時35分

集合：午前8時35分まで

学力検査：午前9時00分～午後0時10分

③ 会場…白河第二高等学校（受付場所 生徒昇降口）

④ 持ち物…受験票、上書き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、下足を入れる袋、昼食（特色選抜受験者のみ）

ただし、分度器、分度器機能を有する定規、下敷きは使用できない。検査の趣旨に反する、公平・公正を欠くもの（三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、直線の定規でも折りたたむと分度器になるもの、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、英語のことわざが書いてある鉛筆など）についても持ち込まないこと。また、計算機能や言語表現機能を有するものや携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器は持ち込まないこと。

⑤ その他…一般選抜のみの受験者は学力検査で終了となる。

特色選抜受験者は昼食後、特色検査を実施する。

8:10	8:35	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10
受付	諸連絡	国語 (50分)	休	数学 (50分)	休	外国語 (英語) (50分)	

(2) 特色検査 ① 日時…令和8年3月4日(水)午後1時10分～午後2時

② 持ち物…学力検査と同じ

③ その他…持参した昼食を会場でとり、特色検査に臨む。

12:10	13:10	14:00
昼食	特色検査 (50分)	

(3) 特色面接及び一般面接

- ① 日 時：令和8年3月5日(木)
開 場：午前8時20分 ※受付：午前8時20分～午前8時35分
集 合：午前8時35分まで
面 接：午前9時～午後3時まで
※終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)までに本校のWEBサイトに掲載する。
- ② 会 場…白河第二高等学校 (受付場所 生徒昇降口)
③ 持ち物…受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食 (面接が午後に実施される者のみ)
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器は持ち込まないこと。
④ その他…特色選抜と一般選抜を併願している者は、特色面接を実施することにより、一般面接の実施とみなす。

8:20	8:35	9:00	15:00(予定)
受付	諸連絡	特色面接 及び 一般面接	

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続

- ① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(様式11号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及び学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式12号)を交付する。
書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時…令和8年3月10日(火)

学力検査・特色検査受験者…開場：午前8時20分、集合：午前8時35分まで
特色面接・一般面接のみの受験者…開場：午後1時15分、集合：午後1時30分まで

② 会場…白河第二高等学校 (受付場所 生徒昇降口)

(i) 学力検査 ① 教科…国語、数学、英語

英語の検査には「放送によるテスト」を含む。

② 時間…午前9時～午後0時

③ 持ち物…「17 学力検査等の日程及び会場(1)④」(5ページ)に定めるところに同じ

(ii) 特色検査 ① 時間…午後0時50分～午後1時40分

② 持ち物…学力検査と同じ

③ その他…会場で持参した昼食をとり、特色検査、特色面接に臨む。

(iii) 特色面接及び一般面接

① 時 間…午後1時55分～

ただし、特色面接・一般面接のみの受験者の受付は、
午後1時15分～午後1時30分

② 持ち物…受験票、上書き、下足を入れる袋

③ その他…受験しない検査時間は待機となる。

特色選抜と一般選抜を併願している者は、特色面接を実施することにより、一般面接の実施とみなす。

【学力検査受験者】

8:20	8:35	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	15:00
受付	諸連絡	国語 (50分)	休	数学 (50分)	休	休	外国語 (英語) (50分)	昼食	特色検査 (50分)	休	特色面接 及び 一般面接

【面接のみの受験者】

13:15	13:30	13:55	15:00
受付	諸連絡	特色面接 及び 一般面接	

※上記の時程を基本とするが、受験者数等により変更が生じた場合、該当者に対して中学校を通して新たな時程を連絡する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者については、直接、志願者に連絡する。

19 選抜結果発表

WE B出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】 令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WE B出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 中学校長は、WE B出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (3) 選抜結果発表期間の初日は、WE B出願システムを利用できない志願者への配慮として、午後1時以降に合格者一覧を本校生徒昇降口に掲示する。
- (4) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を本校生徒昇降口で交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (5) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WE B出願システムにより、本人の各教科の得点と3教科の合計得点の情報（以下「学力検査結果」という。）を提供する。

なお、志願者はWE B出願システムにより、学力検査結果を確認する。対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】 令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となつた者も含む。

- ① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式15号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続については、「18 追検査等の実施」（6ページ）に定めるところによるものとする。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

- (3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、次のとおりとする。

- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者

(i) 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

(ii) 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

- ② 上記①以外の者

(i) 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

(ii) 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。

※「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」は、福島県教育委員会ホームページ内の「令和8年度入学者選抜に関するこ」に掲載。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/r8koukounyushi.html>

- (6) 氏名の漢字表記については、コンピュータによる処理のため、原則としてJIS第1・第2水準の文字を使用する。合格通知書、入学後の名簿等の漢字氏名は、JIS第1・第2水準の文字に置き換えて表記がある。